

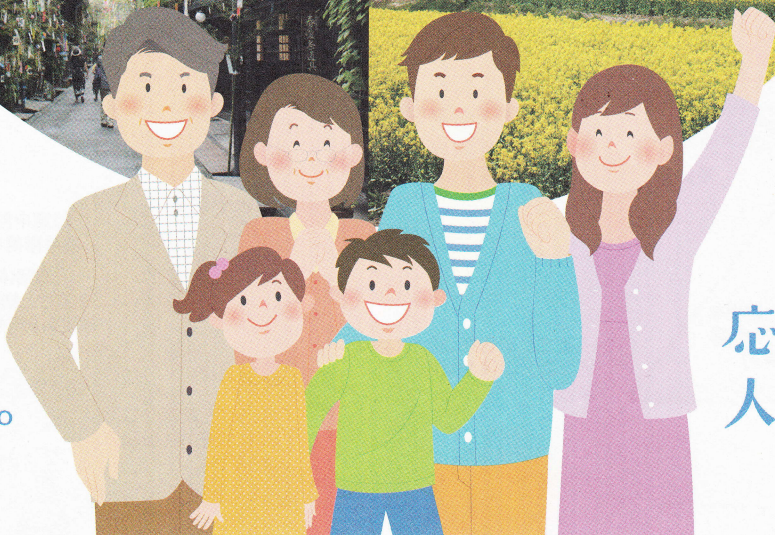
# あなたとふるさとをつなぐ ふるさと納税

平成27年度から  
制度拡充!



守りたい  
風景がある。

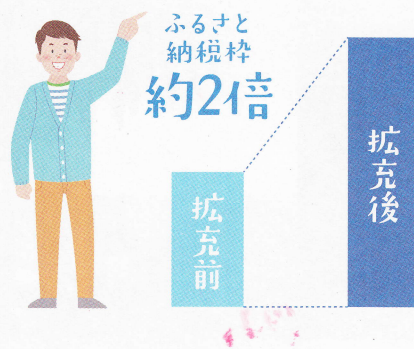
応援したい  
人たちがいる。



# 平成27年度税制改正により、 ふるさと納税制度が 拡充されました。

## ふるさと納税枠(控除上限額)が拡大されました。

2,000円を除く全額が控除される  
ふるさと納税(寄附)枠が、現行の約  
2倍に拡充されました。  
(H27.1.1以降のふるさと納税から対象)



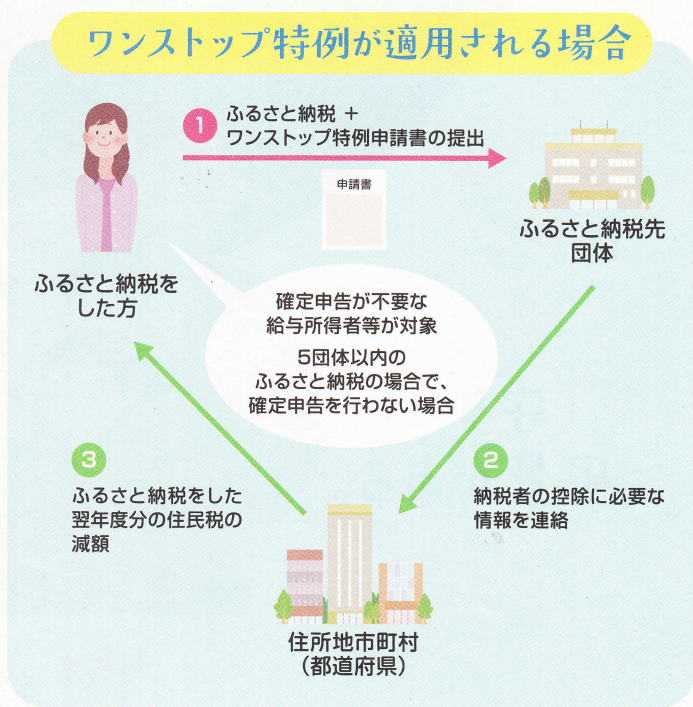
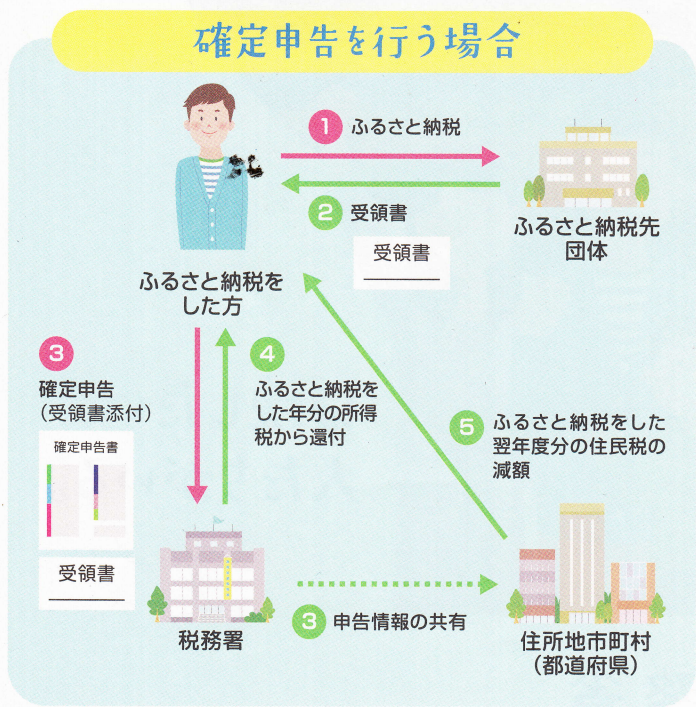
年収	全額*控除される ふるさと納税枠の目安 <small>※2,000円を除く</small>	
	拡充前	拡充後
300万円	12,000円 ➡	23,000円
500万円	30,000円 ➡	59,000円
700万円	55,000円 ➡	108,000円

\*給与所得者、夫婦(\*)の場合  
(\*)ふるさと納税をした方の配偶者に収入がなく、控除対象扶養親族がないケース。

## 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設で、 手続きが簡素化されました。

確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体が  
5団体以内の場合で確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税  
をする際にふるさと納税先団体に特例の申請をすることにより、  
ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的  
な仕組み(ふるさと納税ワンストップ特例制度)が創設されました。  
(H27.4.1以降のふるさと納税から適用)

- [ 留意事項 ]
- ふるさと納税ワンストップ特例の申請は、申請書に記入の上、ふるさと納税をする際に、ふるさと納税先団体へ提出することが必要です。
  - (転居による住所変更など)申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに、変更届出書をふるさと納税先団体へ提出することが必要です。
  - 5団体を超える自治体へふるさと納税をした方、又は、確定申告を行う方が控除を受けるためには、引き続き確定申告書への記載が必要です。
  - ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます(ふるさと納税翌年の6月以降に支払う個人住民税額が軽減されます。)

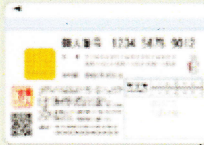




# マイナンバー取得の際の本人確認では、 番号確認と身元確認を行います。

## マイナンバー(個人番号)の確認

## 身元(実在)の確認



**マイナンバーカード**



**通知  
カード**

or

**住民票  
(番号付き)**

等



**運転  
免許証**

or

**パス  
ポート**

等

※ 上記が困難な場合は、  
過去に本人確認の上で作  
成したファイルの確認

等



※ 上記が困難な場合は、健康保険の  
被保険者証と年金手帳などの2以上  
の書類の提示

等

※ 雇用関係にあるなど、人違いでな  
いことが明らかと個人番号利用事務  
実施者が認めるときは、身元(実存)  
確認書類は要しない